

福岡市博多区の有床診療所で発生した火災への厚生労働省の対応等について

これまでの対応について

- 10月11日の火災発生当日に、本省より1名、九州厚生局より4名、現地に派遣して情報収集を実施。
- 同日、各都道府県等に対して、消防法等に基づく防火体制及び火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等について再点検を行い、防火・防災安全対策に万全を期すよう、管内の医療機関に対して周知徹底をする旨の通知を发出。
- 10月18日に、医療機関における防火・防災対策に係る消防法や建築基準の規定等を整理した「医療施設における防火・防災対策要綱」（昭和63年健政発第五六号）を再度整理して周知するとともに、有床診療所及びスプリンクラーの設置義務のない小病院を対象に改めて防火・防災安全対策に万全を期すよう、管内の医療機関に対して注意喚起する旨の通知を发出。
- 11月1日に、病院、有床診療所、入所施設のある助産所における防火体制の現状確認を目的とした「病院・診療所等の防火体制に係る実態調査の実施について」を各都道府県に対して发出。

今後の対応について

- 引き続き、消防庁や国土交通省と連携を取りつつ、必要な対応を実施し、医療機関の防火・防災対策に万全を期す。

当該診療所について

- 名称等 安部整形外科病院（有床診療所）
病床数：19床 ※医療法上、病床数が19以下のものは「有床診療所」、病床数が20以上のものは「病院」とされている。
標榜科：整形外科、リハビリテーション科、リウマチ科
- 従業員数等 医師：2人 看護師及び准看護師：5人 理学療法士：5人
管理栄養士：1人 事務職員2人 リハビリ助手：1.5人
一日平均入院患者数：16.8人
一日平均外来患者数等：110.6人

（平成24年12月の福岡県への届出より）

有床診療所の施設基準

	有床診療所（一般病床）		有床診療所（療養病床）	
	人員配置	構造設備	人員配置	構造設備
医療法 （人員配置は標準、構造設備は最低基準）	●医師 1人※1	●病床 一人部屋 6.3㎡／床以上 二人部屋～ 4.3㎡／床以上	●医師 1人※1 ●看護職員 4:1※2 ●看護補助者 4:1※2 （当面の間、看護職員・看護補助者 あわせて 3:1で可）	●必置施設 ・機能訓練施設 ・談話室 ・食堂 ・浴室 ●病床 6.4㎡／床以上※3
診療報酬 （入院基本料の施設基準）	■有床診療所入院基本料1の場合 看護職員7人以上※4 ■有床診療所入院基本料2の場合 看護職員4人以上7人未満※4 ■有床診療所入院基本料3の場合 看護職員1人以上4人未満※4		■看護職員 6:1以上※5 ■看護補助者 6:1以上※5 （医療区分2・3が8割以上であれば 看護職員・看護補助者 ともに4:1以上であれば高い点数設定となっている）	

※1 その他、入院患者の病状が急変した場合においても適切な治療を提供することができるよう、当該診療所の医師が速やかに診療を行う体制を確保するよう努めることとされている。

※2 H30.3.31までは 6:1で可（経過措置）

※3 既設（H13.3.31時点）の場合、6.0㎡／床以上

※4 療養病床に勤務する職員数を含めない。

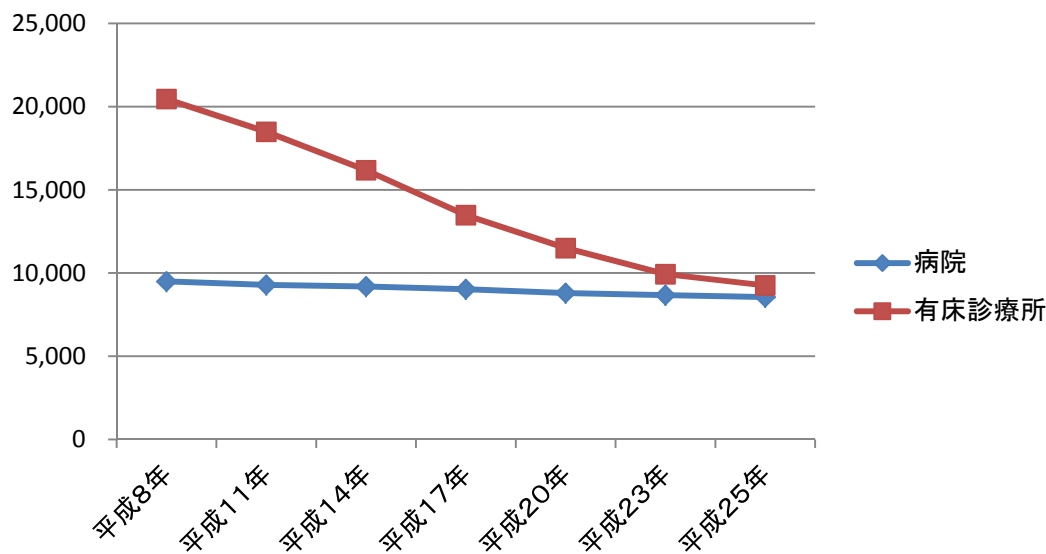
※5 療養病床に勤務する職員数。実質配置30:1に相当。

病院・有床診療所・助産所の状況について

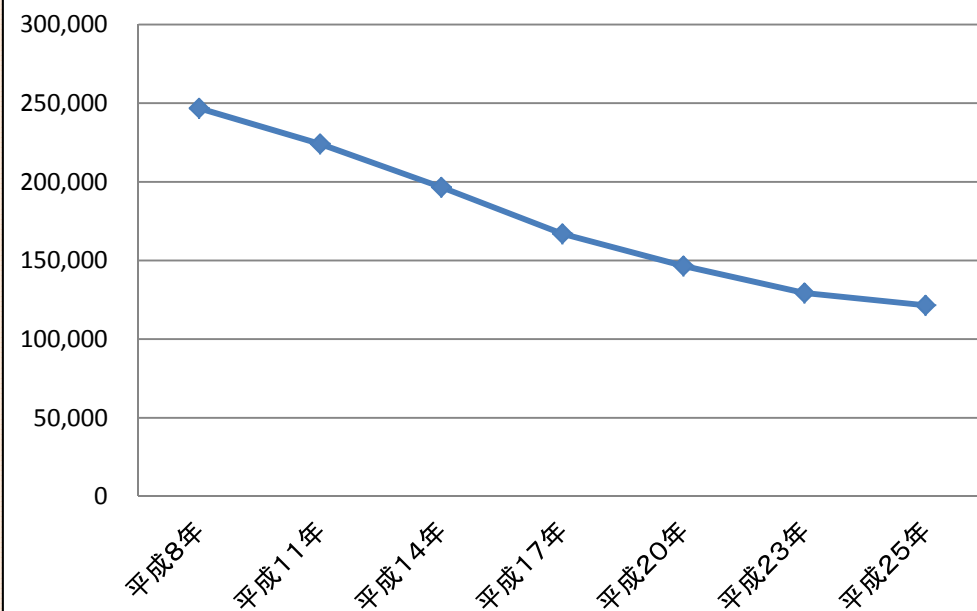
病院・診療所・助産所の定義

- 「病院」とは
医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。（医療法第一条の五第一項）
- 「診療所」とは
医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。（医療法第一条の五第二項）
- 「助産所」とは
助産師が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所において行うものを除く。）を行う場所をいう。（医療法第二条第一項）

病院及び有床診療所の施設数



有床診療所の病床数



（出典：平成23年医療施設調査 各年10月1日
平成25年のみ医療施設動態調査平成25年8月末概数）